

地域公共交通に関する取り組みについてのアンケート調査（都道府県版）

国土交通省総合政策局交通計画課

[委託先：株式会社ケー・シー・エス]

本アンケート調査は、地域公共交通に関する都道府県の取り組みの実情を把握することを目的としておりますので、貴都道府県としての率直なご回答をお願い致します。

都道府県名	() 都道府県	
部署・連絡先	部署名	
	回答者	役職
		氏名
	電話番号	
	FAX番号	
	E-MAIL	

問1 貴都道府県における公共交通サービスの確保に関する取組状況についてお聞き致します。

問1-1 貴都道府県では、市区町村から、地域公共交通に関する相談を受け付ける担当部署・窓口はありますか。回答欄の①～④のいずれかに○をご記入いただき、「相談を受け付けることがある」場合は、「具体的な相談内容」および「相談への対応状況」について、回答欄に○をご記入下さい。

回答欄		選択肢
【いずれか1つに○】		
		①相談を受け付ける担当部署・窓口があり、実際に相談を受けることがある → 具体的な相談内容 および 対応状況 をご記入いただき、 問1-2 P3 へ
		②相談を受け付ける担当部署・窓口はないが、実際に相談を受けることがある → 具体的な相談内容 および 対応状況 をご記入いただき、 問1-2 P3 へ
		③相談を受け付ける担当部署・窓口があるが、実際に相談を受けることはほとんどない → 問1-2 P3 へ
		④相談を受け付ける担当部署・窓口はなく、実際に相談を受けることはほとんどない → 問1-2 P3 へ
回答欄【複数回答可】		具体的な相談内容
【具体的な内容】		①交通計画の策定の方法に関する相談
		②財政支援に関する相談
		③近隣市区町村との協議における調整や仲介
		④民間事業者との協議における調整や仲介
		⑤他都道府県の市区町村との協議における調整や仲介
		⑥都道府県主体での取り組みの要請
		⑦その他（自由記述）
回答欄【複数回答可】		相談への対応状況
【相談への対応状況】		①相談を受け、具体的な対応策や適切なアドバイスを講じている
		②貴都道府県だけで対応が難しいときは、運輸局等国の機関や専門家等と相談の上対応している
		③相談は受けるが、人材や人員が不足しており、具体的な対応ができていない
		④相談は受けるが、予算がなく、具体的な対応ができていない
		⑤その他（自由記述）

問1-2 貴都道府県では、公共交通サービスの確保ができなくなった場合、「地域の問題」が発生するおそれがありますか。回答欄の①か②のいずれかに○をご記入下さい。

回答欄【いずれか1つに○】	選択肢
	①「地域の問題」が発生するおそれが、ある → 問1-3へ
	②「地域の問題」が発生するおそれは、ない → 問2-1 P4へ

問1-3 貴都道府県では、公共交通サービスが確保できなくなった場合、どのような「地域の問題」が発生しますか。回答欄の該当するものに○をご記入いただき、該当する市区町村名をすべてお書き下さい。

回答欄【複数回答可】	選択肢
	①まちの利便性の低下 市区町村名 (市区町村名)
	②中心市街地の衰退等による、まちのにぎわいの低下 市区町村名 (市区町村名)
	③高齢者、障害者の移動制約の発生 市区町村名 (市区町村名)
	④自動車利用の増加による環境負荷の増大 市区町村名 (市区町村名)
	⑤市町村合併による旧市町村間の地域間格差の発生 市区町村名 (市区町村名)
	⑥その他 (自由記述) 市区町村名 (市区町村名)
	⑦わからない

問2 貴都道府県の公共交通サービスの確保に関する市区町村への支援状況についてお聞き致します。

問2-1 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に取り組む市区町村（公益法人を含む）に対し、財政支援を実施していますか。回答欄の①か②のいずれかに○をご記入下さい。

回答欄 【いずれか1つに○】	選択肢
	①市区町村（公益法人を含む）に対し、財政支援を実施している → 問2-2へ
	②市区町村（公益法人を含む）に対し、財政支援を実施していない → 問2-3へ

問2-2 貴都道府県が市区町村（公益法人を含む）に対して実施している公共交通サービスの確保に関する財政支援額について、平成20年度における、国との協調補助により貴都道府県が負担した額、都道府県単補助額を下表にご記入下さい。

財政支援の内容		国との協調補助 (平成20年度:百万円)	都道府県単補助 (平成20年度:百万円)
調査・計画 策定に関する支援	①公共交通に関する調査や計画の策定に関する補助		
運行に関する支援	②路線バスの維持に関する補助		
	③コミュニティバス、乗合タクシー、 デマンド交通の維持に関する補助		
	④鉄道（第3セクター含む）、路面電車 等の鉄軌道、モノレール、新交通シ ステム等の維持に関する補助		
	⑤離島航路の維持に関する補助		
	⑥その他 (内容:)		

問2-3 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に取り組む交通事業者に対し、財政支援を実施していますか。回答欄の①か②のいずれかに○をご記入ください。

回答欄 【いずれか1つに○】	選択肢
	①交通事業者に対し、財政支援を実施している → 問2-4 P5へ
	②交通事業者に対し、財政支援を実施していない → 問2-6 P5へ

問2-4 貴都道府県が交通事業者に対して実施している公共交通サービスの確保に関する財政支援について、平成20年度における補助額を下表にご記入下さい。

財政支援の内容	補助額 (平成20年度:百万円)
①路線バスの維持に関する補助	
②鉄道(第3セクター含む)、路面電車等の鉄軌道、モノレール、新交通システム等の維持に関する補助	
③離島航路の維持に関する補助	
④その他 (内容:)	

問2-5 貴都道府県では、都道府県下の交通事業者の運行赤字(全事業者の総額)をどの程度負担していますか。回答欄の①~④のいずれかに○をご記入ください。

回答欄 【いずれか1つに○】	選択肢
	①交通事業者の運行赤字を、全額負担している
	②交通事業者の運行赤字を、一部を負担している
	③交通事業者の運行赤字を、一切負担していない
	④わからない

問2-6 貴都道府県では、地域公共交通に関する財政支援以外の取り組みを実施していますか。回答欄の①か②のいずれかに○をご記入ください。

回答欄 【いずれか1つに○】	選択肢
	①貴都道府県が実施した財政支援以外の取り組みを、実施している → 問2-7へ
	②貴都道府県が実施した財政支援以外の取り組みを、実施していない → 問2-9P6へ

問2-7 貴都道府県が実施する、地域公共交通に関する財政支援以外の取り組みの内容について、回答欄の該当するものに○をご記入ください。

回答欄【複数回答可】	取り組みの内容
	①市区町村が抱える課題に対する適切なアドバイス(地域公共交通会議の設置・運営に対する助言など)の実施、セミナー・研修等の実施
	②複数市区町村で取り組みを進める時の仲介、市区町村担当者間の連携を進める際の仲介(コーディネーター役)、地域公共交通会議への参加など
	③都道府県による具体的な取り組みの実施(地域協議会など)
	④都道府県としての、地域公共交通のあり方や指針についての検討
	⑤その他(自由記述)

問2-8 道路運送法では、地域住民の生活交通のあり方などを審議することを目的に、都道府県が「地域協議会」を設置できるようになっていますが、貴都道府県では、地域協議会を設置していますか。回答欄の①か②のいずれかに○をご記入ください。

回答欄【いずれか1つに○】	取り組みの内容
	①地域協議会を、設置している
	②地域協議会を、設置していない

問2-9 貴都道府県では、公共交通サービスの確保に取り組む市区町村に対し、より良い支援もしくは新たな支援のために、どのような対応をすべきとお考えですか。回答欄の該当するものに○をご記入下さい。

回答欄【複数回答可】	選択肢
	①市区町村への財政支援の強化
	②市区町村が抱える課題に対する適切なアドバイス（地域公共交通会議の設置・運営に対する助言など）の実施、セミナー・研修等の実施
	③複数市区町村で取り組みを進める時の仲介、市区町村担当者間の連携を進める際の仲介（コーディネーター役）、地域公共交通会議への参加など
	④都道府県による具体的な取り組みの実施（地域協議会など）
	⑤都道府県としての、地域公共交通のあり方や指針についての検討
	⑥その他（自由記述）
	⑦市区町村に対し、すでに支援を実施しており、さらなる支援は必要ない
	⑧今後とも支援を実施する考えはない
	⑨わからない

問2-10 貴都道府県における公共交通サービスの確保への取り組みに対し、国にどのような関わり方を期待しますか。回答欄の該当するものに○をご記入下さい。

回答欄【複数回答可】	選択肢
	①都道府県の担当者向けの相談窓口の設置
	②市区町村の取り組みに対する都道府県の関わり方を示したガイドラインやマニュアルの作成
	③セミナーや研修の実施
	④都道府県と市区町村の関わりにおける好事例の紹介（web サイト等）
	⑤その他（自由記述）
	⑥わからない

問3 平成20年度に創設された「地域公共交通活性化・再生総合事業」についてお聞き致します。

問3-1 貴都道府県では、地域公共交通活性化・再生総合事業にどのように関わっていきたいとお考えですか。該当するものに○をご記入下さい。

回答欄 【複数回答可】	選択肢
	①「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に位置づけられている「必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない」という立場で取り組んでいきたい
	②市区町村を支援する立場として明確に位置づけられるよう「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正を望む
	③権限・財源を都道府県に委譲していただき、都道府県の裁量で柔軟な取り組みをすすめたい
	④その他（自由記述）
	⑤わからない
	⑥地域公共交通活性化・再生総合事業に関わっていく考えはない

問3-2 地域公共交通活性化・再生総合事業による支援は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定により3年間限りとなっています。期間終了後も、国として、継続的に何らかの財政支援を行う必要があるのは、どのような場合だとお考えでしょうか。貴都道府県のお考えについて、該当するものに○をご記入下さい。

回答欄 【複数回答可】	選択肢
	①3年間の補助期間終了後も、継続的に財政支援を実施することにより、よりよい効果が期待される場合
	②市区町村の熱心な取り組みにもかかわらず、取り組みが軌道に乗っていない場合
	③市区町村の財政状況が厳しく、国や県が財政支援を実施しても、継続的な取り組みが困難な場合
	④その他（自由記述）
	⑤わからない
	⑥3年間の補助期間終了後は、継続的な財政支援は必要ない

設問は以上です。ご回答頂き、誠にありがとうございました。

なお、ご回答頂いた本アンケート調査の内容につきまして、調査実施機関より、電話およびメール等でご確認させて頂くことがございます。お手数ですが、何卒よろしくお願い致します。